

様式4 出席停止（新型コロナウイルス感染症用）

令和 年 月 日

保護者 様

成田市立加良部小学校
校長 岩 崎 元
(公印省略)

出席停止について （新型コロナウイルス感染症）

学校保健安全法第19条により、下記のとおり出席の停止を指示します。

新型コロナウイルス感染症については、医師による「登校許可証明書」の提出は求めませんが、出席停止となる期間の基準に従い登校をさせるようお願いします。

登校する際には、下記新型コロナウイルス感染症登校許可証明書を学校に提出してください。

- 1 学年・組・氏名 年 組 氏名 _____
- 2 病 名 新型コロナウイルス感染症
- 3 出席停止期間 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
-き り と り.....

新型コロナウイルス感染症登校許可証明書（保護者記入）

（あて先） 成田市立加良部小学校長

出席停止期間を終わりましたので、本日より登校させます。

- 1 登校許可年月日 令和 年 月 日 から（発症した日 年 月 日）
- 2 医療機関名 _____

※家庭での抗原定性検査キットで陽性であり、医療機関を受診していない場合、記入の必要はありません。

令和 年 月 日 年 組 氏名 _____

保護者氏名 _____

様式4 出席停止（新型コロナウイルス感染症用）

医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された場合、または、家庭における抗原定性検査キットで陽性が確認された場合は、学校に診断結果を連絡してください。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が、令和5年5月から次のように変更になっています。（学校保健安全法施行規則第19条 出席停止期間の基準 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。）集団での流行拡大を防ぐために必要な措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

発症日（当日0日目）は、病院に受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状が始まった日です。そのため病院受診した際は、医師に発症日を相談・確認することが必要です。

「発症した後5日を経過」し、かつ、「症状が軽快した後1日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となります。それに加えて症状が軽快した日によって出席停止期間は延期することがあります。（発症後5日目以降に症状が軽快した場合（例4）は、出席停止の期間が延期されます。）てください。

参考に	月日	/	/	/	/	/	/	/	/
	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
新型コロナウイルス感染症 出席停止早見表	発症当日0日目 風邪症状等の症状	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	発症後5日を経過した後		
							6日目	7日目	
発症後2日目に 症状が軽快した場合	風邪症状	風邪症状	症状が軽快	症状が軽快後 1日目	症状軽快		登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
発症後3日目に 症状が軽快した場合	風邪症状	風邪症状	風邪症状	症状が軽快	症状が軽快後 1日目	症状軽快	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
発症後4日目に 症状が軽快した場合	風邪症状	風邪症状	風邪症状	風邪症状	症状が軽快	症状が軽快後 1日目	登校可能		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
発症後5日目に 症状が軽快した場合	風邪症状	風邪症状	風邪症状	風邪症状	風邪症状	症状が軽快	症状が軽快後 1日目	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		